

平成27年10月23日

(協) 日本接骨師会保険審査会
様

関東信越厚生局健康福祉部保険課

ご照会に対する回答について

平成27年10月14日付で当課あてに照会のありました「0312第1号通知についてのご照会」については、下記のとおり回答いたします。

記

照会1について

療養費の支給を判断するにあたって疑義が生じた場合は、患者への照会、施術所等への照会及び申請書の返戻による確認など疑義を解消するよう十分な調査に努め、その結果、療養費の算定基準に合致しないことが判明した場合は不支給決定を行うこととなる。

照会2について

患者調査の実施にあたっては、①患者に対して文書照会を行う ②その結果、疑義が生じたものについては、患者に対し文書だけによらず電話又は面会等により再照会を行う ③申請書と患者からの回答の内容が一致しない場合は、施術所等に文書による方法のほか、電話又は施術所等に赴き、事実の確認を行うなど、健康保険組合において十分な調査をし把握に努めるべきである。

その上で疑義が解消できない申請書については、照会等の内容を記載した上で施術所等に返戻し、申請内容の確認を求めることについては差し支えの無いものとするが、十分な調査もせず一律に返戻を行うことは好ましくないと考える。